

## 別記 7

### 建築工事及び建築物解体工事の特記仕様に記載する事項

工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領(平成 28 年版)による工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(平成 30 年版)」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。

## 別記 8

### 電気設備工事の特記仕様に記載する事項

工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領(平成 28 年版)による工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編(平成 30 年版)」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。

## 別記 9

### 機械設備工事の特記仕様に記載する事項

工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領(平成 28 年版)による工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編(平成 30 年版)」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。

## 別記 10

### 公共住宅建設工事の特記仕様に記載する事項

工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領(平成 28 年版)による工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(平成 30 年版)」、「同ガイドブック電気設備工事編(平成 30 年版)」及び「同ガイドブック機械設備工事 編(平成 30 年版)」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。